

つちはし事務所通信

5

May

2017



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2017年5月1日



改正個人情報保護法④ / 全面施行は平成29年5月30日

平成29年5月30日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報」が5,000人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されることとなります。

今回は、個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときのルールを紹介します。連載も最終回となりますので、最後に基本事項をチェックしてください。



個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

● 取得した個人情報は安全に管理する

- ・個人情報を事業者が保管する際には、安全に管理する必要があります。

例: 電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。
紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

- ・従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう社員教育を行いましょ。



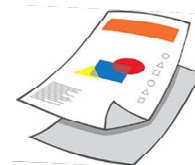
● 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

- ・個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要です。

- ・ただし、次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。

→ 法令に基づく場合（例: 警察からの照会）、人命に関わる場合（例: 災害時）

→ 業務を委託する場合（例: 商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）



● 本人からの「個人データの開示請求」には応じる

- ・会社が保有している個人情報（個人データ）について本人から開示や訂正等を請求されたときは、会社は対応する必要があります。請求の方法を決めておくと同時に、本人から個人情報の利用目的を問われた場合に、きちんと答えられるようにしておきましょう。



最後に、個人情報保護委員会なども周知を行っている基本的な5つのルールをチェックしておきましょう。すべて、YESならOKです。

- ・個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか? …YES/NO
- ・取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか? …YES/NO
- ・取得した個人情報を安全に管理していますか? …YES/NO
- ・取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか? (委託などの場合を除く) …YES/NO
- ・「自分の個人情報を開示してほしい」といった求めを断っていませんか? …YES/NO

改正個人情報保護法の施行はもう直ぐです。新たに対応を迫られることになる小規模取扱事業者の方に、いきなり大企業並みの規制がかかるということはありませんが、規模にかかわらず、最低限度のルールは守る必要があります。

平成 29 年 4 月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。

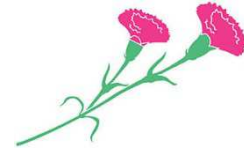
平成 29 年 4 月から見直しが行われた助成金等



平成 29 年度予算の成立に伴い、次の助成金等について、新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました。新設された助成金もあります。

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| ① 労働移動支援助成金 | ⑨ 障害者雇用促進等助成金 |
| ② 65 歳超雇用推進助成金
〔高年齢者雇用安定助成金の内容も統合〕 | ⑩ 生涯現役起業支援助成金 |
| ③ 特定求職者雇用開発助成金 | ⑪ 人事評価改善等助成金〔新設〕 |
| ④ トライアル雇用奨励金
〔トライアル雇用助成金に名称変更〕 | ⑫ キャリア形成促進助成金
〔人材開発支援助成金に名称変更〕 |
| ⑤ 地域雇用開発助成金 | ⑬ キャリアアップ助成金（人材育成コース） |
| ⑥ 両立支援等助成金 | ⑭ 指定試験機関費補助金 |
| ⑦ 人材確保等支援助成金 | ⑮ 障害者職業能力開発助成金 |
| ⑧ キャリアアップ助成金（人材育成コースを除く。） | ⑯ 認定訓練助成事業費補助金 |
| | ⑰ 建設労働者確保育成助成金 |

- たとえば、②の「65 歳超雇用推進助成金」については、これまでの高年齢者雇用安定助成金の助成内容も引き継ぎ、次の 3 コース制により実施することとされました。
 - ・ 65 歳超継続雇用促進コース（本年 5 月 1 日から助成額等も変更）
 - ・ 高年齢者雇用環境整備支援コース
 - ・ 高年齢者無期雇用転換コース



- 新設されものとして、⑪の「人事評価改善等助成金」がありますが、人事評価制度などを通じた生産性の向上に着目した助成金として、注目を集めています。概要は次のとおりです。

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成➡助成額：【制度整備助成】50 万円
【目標達成助成】<80 万円>



※目標達成助成は一定期間経過後、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給

- “生産性の向上”という言葉が出てきましたが、これは、今回の改正のキーワードといえます。平成 29 年度予算において、生産性を向上させた企業への助成の割増の措置が拡充されています。これは、設定された「生産性要件」を満たせば、助成の割増が行われるというものです。

上記の「人事評価改善等助成金」のほか、多くの助成金に、「生産性要件」が設けられています。

- ☆ 個別の内容については、随時ピックアップしてお伝えします。ご不明な点がございましたら、何なりとお問合せください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆ 県内の介護施設と介護関連事業を展開している企業を紹介するフリーペーパー「介護ナビとくしま」の春号が発行されました。社会福祉協議会や平惣書店等で配布していますので、ぜひご覧ください。

☆ 今年の助成金制度改正のキーワードは「生産性の向上」。では、生産性の向上とは一体決算書のどの数字で判断するのでしょうか。厚生労働省の助成金の考え方では、付加価値の合計(①人件費、②減価償却費、③動産・不動産賃借料、④租税公課、⑤営業利益 の合計)を、雇用保険被保険者数で割った値を生産性としてします。その数字が 3 年前の年度より 6%以上伸びていれば、生産性を向上させたとして助成金の増額等が受けられます(生産性要件の算定期間中に、事業主都合の離職者を発生させていない場合)。さて、皆さんの会社では 3 年前と比べて生産性は向上していますでしょうか? GW に一度試算されてはいかがでしょうか? 今後は手続きの際、決算書を出していただくことが多くなりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

